

NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボブスバ連動型上場投信における
投資信託約款変更に係る基準日設定公告

平成 26 年 1 月 24 日

各 位

野村アセットマネジメント株式会社

当社は、平成 26 年 1 月 23 日に、「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボブスバ連動型上場投信」（以下「当 ETF」といいます。）（証券コード: 1325）につき、投資信託約款（以下「約款」といいます。）の重大な変更を提案し、法令の規定に従い書面による決議を行なうこと、および、平成 26 年 2 月 7 日を基準日と定め、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、これをお知らせいたします。

- 当 ETF は、継続して東京証券取引所に上場され、売買取引は、これまでどおり行なえます。
- 約款変更に関する書類の送付
平成 26 年 2 月 7 日時点での受益者(当 ETF に投資されている方)に、平成 26 年 2 月 28 日頃、約款変更に関する書類をお送りいたします。具体的な手続きおよびそれに関するお問い合わせの方法は、お送りする書類の中でご確認いただけます。
- この度の約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。
約款変更について賛否を問う書面決議を行ないますが、議決権行使書類のご返信がなされない場合は、法令等の規定に基づき、変更案に賛成とみなされますので、賛成の受益者は、何もお手続きいただく必要はありません。

＜約款の変更内容の概要＞

○変更の概要

(1) 運用方法の変更（指数構成銘柄への直接投資への変更）

当 ETF は、受益権と当 ETF が投資する有価証券との交換を前提に、運用の基本方針において、受益権と株式の交換等が円滑に行なえると判断されるまでの間は指数連動有価証券（償還価格が対象株価指数に連動する債券）のみに投資を行なう方法を採用しておりましたが、下記(2)にある金銭解約型への変更に伴い、交換を前提とした当投資方法を採用の必要がなくなること、また、対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式等に直接投資することが制度上、および実務上も可能であることから、当該株式等に直接投資できるように、約款を変更いたします。

(2) 金銭解約型への変更

当 ETF は、当初設定時の関連法令諸規則により、金銭による一部解約が行なえず、その代わりに、受益権と当 ETF が投資する有価証券との交換が行なえることとしてきましたが、これまでに当該法令諸規則が改正されたことに伴い、当 ETF において金銭による一部解約が今後はできるように、約款を変更いたします。

なお、約款の変更後は、受益権と当 ETF が投資する有価証券との交換は行なうことができなくなります。

また従来、追加設定時の販売基準価額を基準価額に 100.6% を乗じた価額としておりましたが、金銭による一部解約ができるようになることから、約款変更後はこの販売基準価額を基準価額に 100.3% を乗じた価額とし、また一部解約時の価額を基準価額から信託財産留保額として基準価額の 0.3% を控除した価額に変更いたします。

※この販売基準価額、および一部解約時の価額は、東京証券取引所での売買取引に適用されるものではありません。

以上のほか、文言の整備等の所要の変更を行ないます。

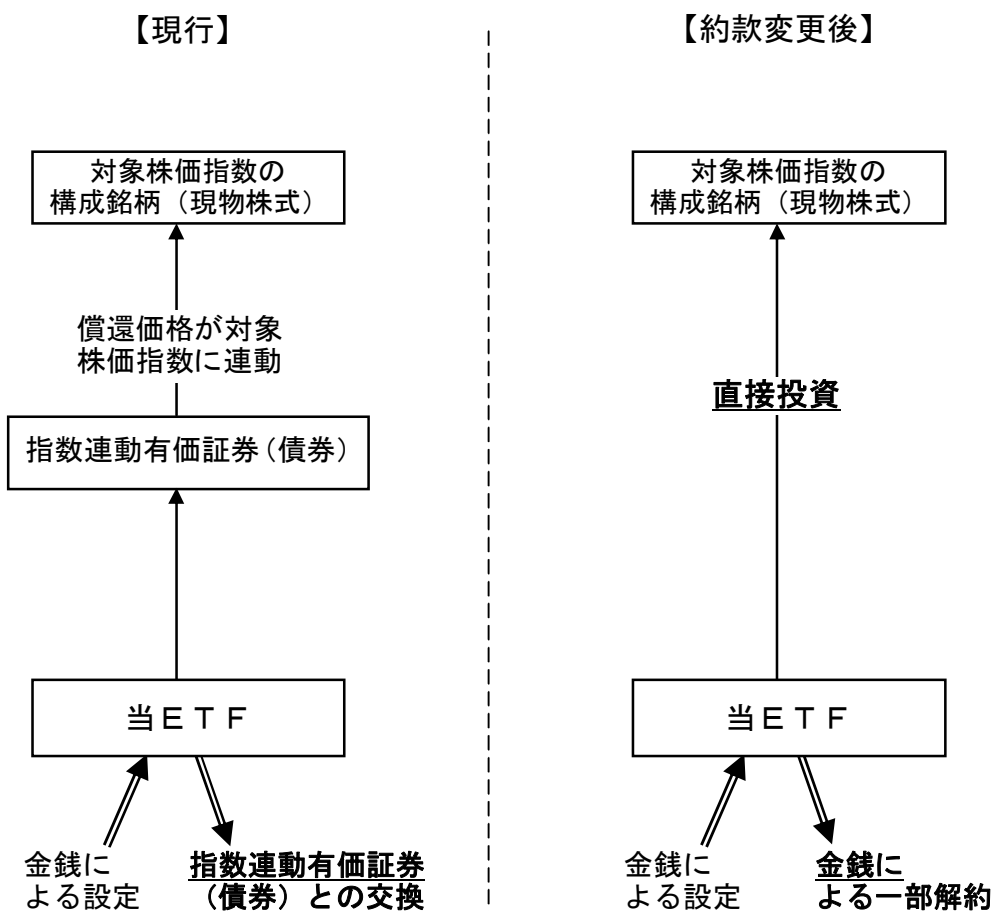
○変更の理由

対象株価指数を構成する銘柄に直接投資することにより、運用の効率性を高めるために上記の約款変更を提案するものです。

また、これにより、当 ETF の基準価額と対象株価指数との連動性がより高まる蓋然性が増すことが想定されます。

受益者の皆様におかれましては、上記趣旨をご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。

※ 当 ETF の約款上の重大な変更点は、下図の**下線部**にあたります。



約款の変更の内容および手続きに関する詳細は、議決権を行使できる受益者あてに、平成 26 年 2 月 28 日までに発送する書面にてお知らせいたします。

<投資信託約款の変更の日程および手続き>

日付	手続き内容
平成 26 年 2 月 7 日（金） 基準日	当該基準日現在の受益者名簿上の受益者をもって、書面決議における議決権を行使できる受益者といたします。
平成 26 年 2 月 28 日（金）までに書類発送	議決権を行使できる受益者あてに、「議決権行使書面」、「書面決議参考書類」等を発送いたします。 ・約款変更「反対」の受益者は、同封する「議決権行使書面」の「否」の欄に丸印をつけて返送してください。

	<p>・この度の約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。(返送されなかったものについては、法令および現在の約款の規定により、賛成として取り扱われます。)</p>
平成 26 年 3 月 19 日 (水) 書面決議	平成 26 年 3 月 18 日 (火) までに返送された「議決権行使書面」をもって書面決議を行ないます。議決権を行使することができる受益者の半数以上、当該受益者の議決権 (口数) の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。
平成 26 年 4 月 10 日 (木) 約款変更適用予定日	書面決議が可決された場合、投資信託約款の変更が適用されます。

なお、重複になりますが、当 ETF は、継続して東京証券取引所に上場され、上記期間中であっても、売買取引は、これまでどおり行なえます。

以上

NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信

投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信) 運用の基本方針</p> <p>約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、日本円換算したボベスパ指数（以下「対象株価指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証書）を含みます。）等を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引の買建ておよび外国為替予約取引等を利用することができます。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証書）を含みます。）等に投資し、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。</p> <p>② 追加設定時には、設定後の信託財産が上記①に沿うよう、信託財産を組成します。</p> <p>③ 外貨のエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行いません。なお、外貨のエクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜利用する場合があります。</p> <p>④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ 日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、株価指数先物取引の買建ておよび対象株価指数に連動することを目的とする有価証券の組入れを行なうことができます。</p> <p>⑥ 一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行いません。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。</p> <p>⑦ 上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するための運用指図を行なうことがあります。</p> <p>イ. 対象株価指数の計算方法が変更された場合または当該変更が公表された場合</p> <p>ロ. 対象株価指数における、その採用銘柄の変更もしくは資本異動等による対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合または当該変更もしくは修正が公表された場合</p> <p>ハ. イおよびロのほか、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持する等のために必要な場合</p> <p>⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p>	<p><新設></p>

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。
- ② 売買益が生じても、分配は行ないません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信
約款

(信託の目的および金額)

第2条 <略>

② <略>

③ ブラジル・リアルベースである対象株価指数の日本円換算は、別に定める為替レートをを用いて算出します。

(金融商品取引所への上場)

第5条 委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下本条、第11条第2項、第42条第2項および第48条第1項において同じ。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② <略>

(有価証券との交換の取扱い)

第10条 受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(信託契約の解約)

第11条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が別に定める口数を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③～⑥ <略>

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。))は、平成20年7月18日以降、第13条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数以上の受益権を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得

追加型証券投資信託

NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信
約款

(信託の目的および金額)

第2条 <同左>

② <同左>

③ ブラジル・リアルベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数と同日付の、WMロイターが発表するロンドン時間午後4時のスポット・レートの仲値を用いて算出します。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートをを用いることができます。

(金融商品取引所への上場)

第5条 委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② <同左>

(期中解約の取扱い)

第10条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(信託契約の解約)

第11条 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が別に定める口数を下ることとなった場合、または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③～⑥ <同左>

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。))は、平成20年7月18日以降、第13条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数以上の受益権を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得申込日」といいます。))の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付

申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、別に定める率を乗じて得た価額(以下本条および第33条において「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第6号に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日、翌営業日または翌々営業日が、「別に定める海外の休日」と同日付となる場合の当該申込日

2. 取得申込日翌営業日から、取得申込日から起算して4営業日目までの期間に、日本の営業日または「別に定める海外の休日」のいずれでもない日が2日以上ある場合の当該申込日

3. 取得申込日翌営業日から翌々営業日までの期間に、日本の営業日または「別に定める海外の休日」のいずれでもない日がある場合の当該申込日

4. 取得申込日翌営業日から、取得申込日から起算して5営業日目までの期間に、ニューヨークの銀行の休業日または「別に定める海外の休日」がある場合で、株式等の買付代金の送金が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該申込日

5. 取得申込日当日が、第8条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内)

6. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ <略>

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込日において当日申込み分の取得申込金額と一部解約申込金額との差額が当日の信託財産の純資産総額を超えることとなる場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下第42条第2項および第48条第1項を除き同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

(受益権の分割および再分割)

第13条 <略>

② <略>

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第24条の2及び第28条の2に定めるものに限り。)

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

ることができません。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た価額(以下本条において「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除く。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日

2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日

3. 信託財産が組み入れた第21条に規定する指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる当該指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入れ替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの<新設>

4. 第8条に定める計算期間終了日の前々営業日および前営業日

5. 前各号のほか、委託者が、第23条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ <同左>

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、または取得申込みに伴う第21条に規定する指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

(受益権の分割)

第13条 <同左>

② <同左>

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条第2項第5号に定めるものに限り。)

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ
- ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分
- を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(運用の指図範囲)

第21条 委託者は、信託金を、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 社債券
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券および新株予約権証券
 12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第6号の証券または証書の性質を有するプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの
 13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

<新設>

(運用の指図範囲)

第21条 委託者は、信託金を、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）のうち、対象株価指数（対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（第2号から第10号に掲げるものに限るものとし、以下「指数連動有価証券」といいます。）、および対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式ならびに当該各銘柄の株価（当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（第2号から第10号に掲げるものに限るものとし、以下「株価連動有価証券」といいます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 社債券
 - <新設>
 7. 外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - <新設>
 10. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 - <新設>
- なお、第1号の証券または証書、第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第7号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、第8号および第9号の証券を「投資信託証券」といいます。

の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債券証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード・セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条、第27条および第31条の2に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② <略>

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条、第27条および第31条の2に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ <略>

② 委託者は、信託金を、第23条に規定する信託財産の運用の基本方針にしたがって前項に規定する有価証券に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指すため、次の各号により運用を指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 対象株価指数またはその他のブラジルの株価指数を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち株価指数に係るもの、および外国金融商品市場において行なう取引であつてこれと類似の取引をいいます。以下同じ。）

<新設>

<新設>

（利害関係人等との取引等）

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② <同左>

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条および第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ <同左>

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。
<削除>

(先物取引等の運用指図)

第24条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所にお

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

1. この信託は、次のいずれかの方法により、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。なお、この信託の受益権と信託財産に属する株式の交換等が円滑に行なえると、委託者が判断するまでの間、原則としてイの方法は行ないません。また、アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法へ、運用方法を転換する場合があります。

ア. 第21条第1項に規定する指数連動有価証券のみに投資を行なう方法

イ. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式ならびに第21条第1項に規定する株価連動有価証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄（当該銘柄の株価連動有価証券を含む。）の数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行なう方法

2. 当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が前号の基本方針に沿うよう、信託財産を組成します。

3. 次の場合には、第1号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア. 対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ. 対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合

ウ. 信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合

エ. 第45条第1項に規定する交換が行なわれた場合

オ. 第1号アの方法から第1号イの方法へ、または第1号イの方法から第1号アの方法へ、運用方法を転換する場合

カ. その他基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合

4. 株式への投資割合には、制限を設けません。

5. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

6. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

7. 投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。（格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）

8. 公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、この信託の純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。

9. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

10. 第1号の規定にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に第21条第2項第5号に掲げる株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

11. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(収益分配方針)

第24条 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

② 売買益が生じても、分配は行ないません。

るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 24 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 28 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(資金の借入れ)

第 31 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<新設>

(外国為替予約の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<新設>

<新設>

<新設>

<新設>

(追加信託金)

第 33 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の販売基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 34 条 追加信託金および信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

第 35 条 <削除>

(有価証券の時価評価)

第 36 条 信託財産に属する有価証券の時価評価は、原則として、計算日(外国において取引されているものについては、原則として、計算日の前日となります。)における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。

(収益の分配方式)

第 41 条 <略>

② <略>

1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

②～④ <略>

⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 2 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとし

⑥ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して 40 日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第 2 項の会員等から支払

⑦ 一部解約金(第 45 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 45 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

(追加信託金)

第 33 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に 100.6%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(追加信託金の計理処理)

第 34 条 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

(受益権と有価証券の交換の計理処理)

第 35 条 第 45 条に定める受益権と有価証券の交換にあっては、第 46 条第 1 項の交換必要口数から第 46 条第 2 項ただし書きの規定により控除する口数を控除して得た口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(有価証券の時価評価)

第 36 条 信託財産に属する有価証券(交換の実行に係る有価証券で、受益者に対し未交付または未振替のものを除く)の時価評価は、原則として、計算日(外国において取引されているものについては、原則として、計算日の前日となります。)における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものと

(収益の分配方式)

第 41 条 <同左>

② <同左>

1. 有価証券売買益、追加信託差益金、交換(解約)差益金
2. 有価証券売買損、追加信託差損金、交換(解約)差損金

(名義登録と収益分配金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。

②～④ <同左>

⑤ 第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 2 項に規定する会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとし

<新設>

<新設>

<新設>

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および信託終了による償還金について支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

③ 受託者は、前各項の規定により収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が別に定める時限までに、委託者が別に定める一定口数以上の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第6号に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

1. 一部解約の実行の請求日当日が、「別に定める海外の休日」と同日付となる場合の当該請求日

2. 日本の営業日またはニューヨークの銀行の休業日または「別に定める海外の休日」のいずれでもない日の前営業日

3. 一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目までの期間に、ニューヨークの銀行の休業日または「別に定める海外の休日」がある場合で、株式等の売却代金の回金が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該請求日

4. 一部解約の実行の請求日当日が、第8条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内

5. 一部解約の実行の請求日当日が、第8条に定める計算期間終了日から起算して最大40日以内

6. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に別に定める率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお、信託財産留保額は、今後、主要投資対象である株式において、キャピタルゲイン課税が導入される等の事態が生じる場合には、その影響および水準等を勘案し、委託者が定める率を乗じて得た額に引き上げられる場合があります。

(収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

<新設>

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(交換請求)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成20年7月18日以降、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の委託者が別に定める時限までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。

1. 交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日

2. 交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日

3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの

4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して8営業日目の前日までの期間に、第8条に定める計算期間終了日がある場合の当該申込日

5. 前各号のほか、委託者が、第23条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各口数の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④ 受益者が、第1項の交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第46条第3項に掲げる交換有価証券に係る交付または振替が行なわれた後に、振替機関は、第46条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ 販売会社は、受益者が一部解約の実行を請求するとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑥ 受託者は、第46条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第47条第1項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものと取り扱います。

⑦ 受益者が交換によって取得できる有価証券の数は、交換の請求を委託者が受付けた日の基準価額（交換申込日の翌営業日の基準価額）に基づいて計算された数とし、各有価証券の売買単位の整数倍とします。

⑧ 販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

⑨ 第2項の規定により、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとして、第7項および第8項の規定に準じて計算されたものとします。

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当するときに、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

⑪ 前項の通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

(交換の指図等)

第46条 委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して前条第1項の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる各有価証券の数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日（外国において取引されているものについては、原則として、当該計算日の前日となります。）における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格。）に前条第7項の規定に基づき計算された株数を乗じて得た金額とし、円換算は第28条に準じて合理的な換算の方法によって行ないます。

③ 受託者は、委託者の指図に従い、前条第4項の販売会社に対し、交換請求受付日から起算して7営業日目から信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行ないます。ただし、受託者が、交換請求受付日から起算して6営業日目までに前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認できなかった場合には、信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行なうことを中止し、当該手続きが行なわれたことの確認後、当該交換有価証券の交付または振替を行ないます。

④ 販売会社は、前条の規定により受託者から交付または振替を受けた有価証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付または振替するものとします。

第46条 <削除>

第 47 条 <削除>

(受益権の買取り)

第 48 条 販売会社は、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の 3 営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

<削除>

<削除>

②～③ <略>

④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤ <略>

第 49 条 <削除>

(交換受益権の取扱い)

第 47 条 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

② 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 45 条および第 46 条による交換の請求の受け付けを停止することおよびすでに受付けた交換の請求の受け付けを取り消すことができます。

③ 前項の規定により交換請求の受け付けを停止したときは、第 45 条第 9 項の規定を準用します。

(受益権の買取り)

第 48 条 販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第 2 号の場合の請求は、信託終了日の 3 営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

②～③ <同左>

④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤ <同左>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 8 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② 前項の交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

③ 第 1 項により受益者が取得する各有価証券の数は、信託終了日の 8 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された数とし、売買単位の整数倍とします。

④ 販売会社は、受益者に第 1 項による交換を行なうとき、当該受益者から、第 1 項の規定により受益者が取得する各有価証券につき、個別時価総額（信託終了日（外国において取引されているものについては、原則として、信託終了日の前日となります。）における個別銘柄の公表されている最終価格に基づき算出した価格）又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格）に交換する数（額面当たりの評価値の場合は、当該額面で調整した数とします。）を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 4 営業日前の寄付き以降成行きの方法又はこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額とし、円換算は第 28 条に準じて合理的な換算の方法によって行ないます。）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 7 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦ 第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取ることを原則とします。

1. 第 1 項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の

第 50 条 <削除>

第 51 条 <削除>

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 59 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 61 条 <略>

(付 則)

第 1 条 第 28 条の 2 に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

第 2 条 平成 26 年 4 月 10 日以降、別に定める運用の基本方針に規定する運用への切り換えが完了するまでの期間については、信託財産の全部または一部を、平成 26 年 4 月 9 日現在の約款第 23 条（運用の基本方針）の規定にしたがって運用の指図を行なう場合があります。

振替受益権

2. 第 1 項における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）

⑧ 販売会社は、受益者に前項による買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑨ 第 1 項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日（原則として信託終了日の前営業日）から行ないます。

⑩ 第 7 項の買取り代金の支払いは、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれず。

⑪ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 4 営業日目に金銭の交付を行ないます。

(委託者等への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 50 条 受託者は、前条第 7 項の買取り代金について同条第 9 項に規定する支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込みまたは委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により返還に係る金銭を委託者の指定する預金口座等に払い込んだまたは委託者に交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(交換に係る時効)

第 51 条 受益者が、第 49 条第 1 項の交換について、交換開始日から 10 年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 59 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および償還時の取扱い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託契約に関する疑義)

第 61 条 <同左>

<新設>

<新設>

<p>1. <u>約款第 2 条第 3 項の別に定める為替レートは、原則として、「対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値」とします。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。</u></p> <p>2. 約款第 5 条第 1 項の別に定める金融商品取引所は次の通りとします。 東京証券取引所</p> <p>3. 約款第 11 条第 1 項の別に定める口数は、「400 万口」とします。</p> <p>4. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>150 万口</u>」とします。</p> <p>5. 約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。</p> <p>6. <u>約款第 12 条第 1 項の別に定める率は、「100.3%」とします。</u></p> <p>7. 約款第 12 条第 2 項および第 45 条第 2 項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。 ・サンパウロ証券取引所の休場日（<u>アーリー・クローズに該当する日を含みます。</u>）およびサンパウロの銀行の休業日 <削除></p> <p>8. 約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。</p> <p>9. 約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>150 万口</u>」とします。</p> <p>10. <u>約款第 45 条第 5 項の別に定める率は、「0.3%」とします。</u></p> <p>11. 信託約款第 42 条第 3 項の別に定める手続は、原則次の通りとします。 ①～③ <略></p>	<p><新設></p> <p>1. 約款第 5 条第 1 項の別に定める金融商品取引所は次の通りとします。 東京証券取引所</p> <p>2. 約款第 11 条第 1 項の別に定める口数は、「400 万口」とします。</p> <p>3. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>200 万口</u>」とします。</p> <p>4. 約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。 <新設></p> <p>5. 約款第 12 条第 2 項および第 45 条第 2 項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。 ・サンパウロ証券取引所の休場日 ・サンパウロ、ロンドンまたはニューヨークの休日（<u>銀行の通常の営業日以外の日</u>）</p> <p>6. 約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。</p> <p>7. 約款第 45 条第 3 項の別に定める<u>最小交換口数</u>は、「<u>200 万口</u>」とします。 <新設></p> <p>8. 信託約款第 42 条第 3 項の別に定める手続は、原則次の通りとします。 ①～③ <同左></p>
--	--

以 上